

## 相馬商工会議所推奨物産品

# 「相馬逸品」を募集します!!

相馬商工会議所では、会員事業所の自慢の物産品を「相馬逸品」に認定し、パンフレットを活用し販路拡大のためのPR活動を行っていきます。商品のPRをしたい方、販路を拡大したい方など、是非この機会にご応募ください!! パンフレットは11月発行予定です。

### 応募資格

相馬商工会議所 会員事業所

### 認定対象商品

食品・非食品問わず、認定基準を満たした商品。  
(1事業所3品まで)

### 応募方法

「相馬商工会議所推奨物産品 申請書」(※別紙)に必要事項をご記入の上、窓口・FAX等にて提出ください。  
商品の写真は [info@somacci.com](mailto:info@somacci.com) までお送りください。

### 応募締切

**令和7年7月11日(金) 必着**

### 審査方法

商品の味・見た目を認定審査会で決定いたします。

### 審査会日時

令和7年8月21日(木) 11時30分～

※審査のための商品提供については、別途お知らせします。

### 認定料

**1品目 5,000円**

2品目からは1品ごとに 1,500円追加となります。

・2品 認定の場合 6,500円

・3品 認定の場合 8,000円

### 問い合わせ

相馬商工会議所 業務課 杉岡

TEL:(0244)36-3171 FAX:(0244)36-3184

裏面に記載

### 「相馬逸品」認定のメリット

- ① 「相馬逸品」パンフレットでのPR  
・会議所HPに掲載するほか、道の駅そうま、浜の駅松川浦ほか各所へ配布。
- ② 各出店イベント・商談会等の情報提供。
- ③ 販促品(推奨品認定シール)の提供。  
・推奨品認定シールは1,000枚無償提供。  
(1,000枚以上は申請者負担)  
・のぼり旗は希望者に無償提供(1枚)。
- ④ 「相馬逸品」認定品として販売可能。



<パンフレットイメージ>

## 相馬商工会議所 推奨物産品認定基準要綱

- (1) 趣旨 この要項は相馬商工会議所会員事業所が生産もしくは製造・加工した物産品の中から相馬の物産としてふさわしい商品を会頭が認定し、物産品の販路拡大・商品開発を支援することを目的とする。
- (2) 認定基準 認定する物産品は、下記の基準により認定する。
- ①商品や原材料が“相馬”を表現する要素を持った商品であること。
  - ②相馬商工会議所会員事業所が、生産もしくは製造・加工のいずれかを行っているものであること。
  - ③相馬商工会議所として誇れる商品であること。
  - ④責任者・責任の所在が明確であること。
  - ⑤消費者からの苦情等に対する処理体制を確立していること。
  - ⑥PL法対象商品についてはPL保険に加入済みであること。
  - ⑦知的財産権などの関係法令を遵守していること。
- (3) 認定申請 認定を受けようとする者は、別に定める認定申請書を会頭に提出しなければならない。ただし、1事業所につき3品目を上限とする。
- (4) 認定の審査
- 1 会頭は認定申請書を受理したときは、認定審査会を開催する。
  - 2 認定審査会は申請内容が認定基準に対して適合の可否を審査する。
  - 3 認定審査会は会頭が別に定める。
- (5) 認定 会頭は、認定審査会の審査で認定したときは、当該申請者に対し相馬商工会議所物産品推奨品認定証及び販促品を交付する。  
交付シールの経費は申請者の負担とする。
- (6) 認定の有効期限
- 1 認定の有効期限は、認定日から2年とする。
  - 2 有効期限が満了となる場合において、期間満了の3か月前に、事務局から書面にて通知する。
- (7) 認定内容の変更 認定を受けたものは、次のいずれかに該当するときは速やかに変更届を提出しなければならない。
- 1 所在地・名称・代表者を変更したとき
  - 2 認定品の製造・販売を中止したとき
  - 3 認定品の包装・容器等デザインを変更したとき
- (8) 認定の取消 会頭は認定を受けた者が次の各号に該当するときは、認定審査会の審議を経て認定を取り消すことができる。
- 1 認定基準を欠くに至ったとき
  - 2 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (9) その他 この要綱に定めるもののほか必要な事項は会頭が別に定める。

### 付則

この要綱は平成19年9月5日から施行する。

この要綱は平成23年3月25日から施行する。

この要綱は平成29年9月6日から施行する。

この要綱は令和元年6月17日から施行する。